

事業計画（岩手県岩泉町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

9月26日に堤防高を公表※。

岩泉海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、11月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、11月までに復旧する施設の概要計画策定※¹を目指す。

・1地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(岩泉町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
茂師漁港	48	防潮堤	10.30	16.00	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
小本漁港	271	防潮堤	13.30	14.70	完了	H23.10	H23.11	H24.1	H27.3	・応急復旧 ・本工事
小本	400	防潮堤	13.30	14.70	—	H23.10	調整中	調整中	調整中	・調整中

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

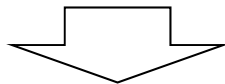
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系小本川水系※¹小本川で、2箇所※²の災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い1箇所については盛土による応急対策を完了。

- ② 全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手。
海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね3年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。

- ④ 成果目標 平成23年度
 - 県管理区間（災害復旧事業）
全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に本復旧に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 岩泉町



岩泉町

【県管理河川】

1水系 1河川 2箇所

(二)小本川水系 1河川 2箇所

路線表

一般国道	主要地方道	一般道道	主要地方道
115号	115号	115号	115号
116号	116号	116号	116号
117号	117号	117号	117号
118号	118号	118号	118号
119号	119号	119号	119号
120号	120号	120号	120号
121号	121号	121号	121号
122号	122号	122号	122号
123号	123号	123号	123号
124号	124号	124号	124号
125号	125号	125号	125号
126号	126号	126号	126号
127号	127号	127号	127号
128号	128号	128号	128号
129号	129号	129号	129号
130号	130号	130号	130号
131号	131号	131号	131号
132号	132号	132号	132号
133号	133号	133号	133号
134号	134号	134号	134号
135号	135号	135号	135号
136号	136号	136号	136号
137号	137号	137号	137号
138号	138号	138号	138号
139号	139号	139号	139号
140号	140号	140号	140号
141号	141号	141号	141号
142号	142号	142号	142号
143号	143号	143号	143号
144号	144号	144号	144号
145号	145号	145号	145号
146号	146号	146号	146号
147号	147号	147号	147号
148号	148号	148号	148号
149号	149号	149号	149号
150号	150号	150号	150号

凡例

- 東北縦貫自動車道
- 東北横断自動車道
- 一般国道(指定区間)
- 一般国道(指定区間外)
- 主要地方道
- 一般道道
- 一般道道(自転車道)
- 重用区間
- 未供用区間
- 点
- 陸前高田市
- 釜石市
- 大船渡市
- 大槌町
- 山田町
- 宮古市
- 岩泉町
- 野田村
- 久慈市
- 洋野町

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約20haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 今後の対応

- ・ 現在、岩手県と岩泉町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。
- ・ 国としても、県・町と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 小本
 - ② 海岸防災林の林帯 2.41 h a が被災。
 - ③ 今年中に、岩泉町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。なお、当該地区はガレキの2次仮置き場となっていることから、ガレキの撤去が完了後、海岸防災林造成事業に着手する予定。
- (保全対象：小本地区集落、下中野地区集落、県道、農地等)

5. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<岩泉町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧事業に係る国庫補助に申請予定の2校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 津波により甚大な被害を受けた小本小学校及び小本中学校の2校については、学校施設の被害はもとより、児童生徒の安全を最優先に考え、移転新築による復旧を検討しており、9月に町の復興計画を策定し事業実施に向け取り組んでいるところである。

平成24年1月を目途に応急仮設校舎を完成させるとともに、並行して平成23年度内を目標に移転先用地の確保を進め、翌平成24年度に復旧工事に着手、平成25年度内の移転復旧完了を目標としているところである。

- 小本小学校、小本中学校の復旧にあたっては、同様に被災した小本保育園を含めた、同一敷地内への一体的整備を目指す。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 42 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 住民が生活していた場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物は仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 7 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県岩泉町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/26岩手県公表)										
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策 (県管理河川)													
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、町策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね3年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
	← (※)警戒体制を強化 →		⇄ 出水期		⇄ 出水期				⇄ 出水期				
3. 農地・農業用施設													
農業用施設	がれきの撤去		本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)										
農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、復旧次第、営農再開(地域の意向により、区画整理を実施)										
<p>(注)現在、岩手県と町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。</p>													

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林													
5. 学校施設等	<p><町立学校></p> <p>幼稚園・小中高等学校等</p> <p>甚大な被害を受けた学校の復旧</p> <p>応急仮設校舎の建設</p> <p>校舎等の本格復旧</p> <p>※ 児童・生徒の安全確保のため、移転新築での復旧 ※ 小本小学校、小本中学校及び小本保育園について同一敷地内へ復旧整備</p>												
6. 災害廃棄物の処理													